

1 宇部市立小・中学校の新型コロナウイルス感染症の学校再開へ向けた対応

文部科学省からの通知

「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」(資料1・2)

1 宇部市教育委員会の基本方針

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大が進行していることから、学校再開にあたってはこれまで以上に十分な警戒を行い、感染症対策に万全を期していく。
特に、「密閉」「密集」「密接」の3条件が同時に重なる場を徹底的に避け、学校現場がクラスター(集団感染)の原因にならないようにする。
- (2) 児童生徒の心身の健康と安全を最大限に配慮しながら、本対応を貴重な教育の場と捉え、児童生徒が感染症に対する正しい理解と、健康管理の大切さ、行動変容の必要性を学ぶ機会とする。
また、感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別が生じないように指導を徹底して行なう。

2 新学期の対応(文部科学省のガイドラインに基づく)

- (1) 保健管理等に関すること
 - 毎朝の検温及び健康観察の徹底(健康観察カードの作成)
 - 手洗い、咳エチケットの徹底(児童、生徒、教職員ともに必ずマスクを着用する。)
 - 学校の全ての場における換気の徹底(基本は、窓、ドアを開放し、体温調節は衣服で行う。)
- (2) 学習指導に関すること
 - 授業は通常通り実施
実施に当たっては、学級単位での活動を基本とし、それ以上の人数での活動を可能な限り避ける。また、可能な範囲で机の間隔を空けて、グループ活動を極力控える。
 - 未履修に対する対応
4月の新学期に入って、未履修分の内容についての指導を、4月の始め1~2週目を目安に実施する。
- (3) 入学式及び修学旅行等の学校行事の実施に関すること
 - 入学式 卒業式に準じて実施(学校の実情に応じて 時間、人数の制限)
 - 始業式 感染拡大防止措置をとりながら実施
(※グラウンドで一斉に実施、または、各学級で放送を活用して実施等を検討)
 - 修学旅行 1学期に計画している学校については、2学期以降に延期する。
 - 1学期の行事の見直し(春の運動会や遠足の延期)
- (4) 部活動に関すること
 - 実施内容や方法等の工夫(時間や場所の制限等)
 - 顧問等による実施状況の把握
 - 部室利用の制限(短時間で利用し、一斉利用を控える。)
- (5) 学校給食に関すること
 - 通常通り実施
(配膳を行う児童生徒、教職員の健康確認の徹底、食事前の手洗いの徹底、机を向かい合わせにしない、会話を控える。)
- (6) 教職員の出勤等の服務に関すること

○罹患またはその可能性がある者は、病気休暇や特別休暇を取得させ、出勤させないようにするなど、服務について適切な取り扱いをする。

(7) 放課後児童クラブ等のための学校の教室等の活用等に関すること

○密集性を回避するために、学校の教室等の利用を求められた場合は、可能な限り検討する。

(8) その他

○学校図書館の利用は、本を介しての感染の可能性があるため、当面控える。

○定期健康診断については、延期または実施方法の変更について検討中である。

※「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」(資料5)

II 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関する対応

文部科学省からの通知

「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」
(資料3・4)

1 臨時休業の実施にかかる考え方について

○児童生徒または教職員の感染が判明した場合は、山口県宇部健康福祉センター、宇部市医師会、宇部市薬剤師会等の関係機関と連携・協議しながら、休校等の判断を行う。

○学校の全部又は一部の閉鎖か、感染した児童生徒及び濃厚接触者のみの出席停止か等を判断する基準として、感染経路の明否、濃厚接触者の多寡、地域における感染拡大の状況等を参考にする。(対応をシミュレートしたフローの作成)

2 学習に関すること

○学習プリントによる課題の提示(家庭訪問、登校日等で確認)

○オンラインを活用した授業(YouTube等の活用)

○DVD(授業を録画)を配付

3 教科書の取り扱い

○4月8日または9日に、遅滞なく全ての児童生徒に配付する。

4 学校給食休止への対応に関すること

○休止にあたっては、関係事業者と十分に協議する。

5 子どもの居場所確保に関すること

○放課後児童クラブ等における教室等の利用に可能な限り協力する。

「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」概要

〈文部科学省 令和2年3月24日付〉

(1) 保健管理等に関すること

○感染症対策について

- ・「感染源を絶つこと」 毎朝の検温及び風邪症状の確認
- ・「感染経路を絶つこと」 手洗いや咳エチケットの徹底
- ・「抵抗力を高めること」 睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事

○集団感染のリスクへの対応

3つの条件が同時に重なる場を徹底的に避ける

- ① 「換気の悪い密閉空間」 ② 「多くの人が密集」 ③ 「近距離での会話や発声」

【学校における対応】

換気の徹底**近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等**

○出席停止等について

- ・児童生徒等の感染が判明した場合(2週間)
- ・児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合(2週間)

○医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について

- ・主治医や学校医等と相談の上、登校等についての判断を行う。
- ・当該児童生徒への感染防止対策を適切に行うとともに、心のケアについても配慮し、偏見や差別が生じないような指導も行う。

(2) 学習指導に関すること

○一斉臨時休業に伴う学習の遅れについて

- ・令和2年度の教育課程内での補充のための授業の実施
- ・教育課程に位置づけられない補習の実施
- ・家庭学習

○各教科指導における感染症対策等

- ・上記感染症対策を講じること
- ・実技指導等は指導順序の変更の工夫

(3) 入学式及び修学旅行等の学校行事の実施に関すること

- 入学式・始業式は、3つの条件が重ならないように感染拡大防止の対策を講じること
- 修学旅行については、中止ではなく延期扱いとすること

(4) 部活動に関すること

- 3つの条件が重ならないように実施内容や方法を工夫すること
- 顧問や部活動指導員が部活動の実施状況を把握すること
- 部室の利用については、短時間とし、一斉に使用しないこと

(5) 学校給食に関すること

- 「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配膳等の徹底
- 配膳を行う児童生徒、教職員の体調等を確認し給食当番の可否を判断(毎日)
- 児童生徒全員が、食事前の手洗いの徹底、机を向かい合わせにしない、会話を控えること。

(6) 公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること

- 適切な服務の取扱いによる感染症拡大防止措置の徹底
 - ・教職員本人が、罹患した場合は、病気休暇等を取得
 - ・在宅勤務や時差勤務等の推進

(7) 放課後児童クラブ、放課後等サービスの学校の教室等の活用等に関すること

- 感染防止の観点から、一定のスペースを確保すること
- 積極的に学校施設の活用を推進すること

本「チェックリスト」は、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」に沿った対応状況を各学校で確認する際の参考として作成したものです。

新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン

《チェックリスト》

- 児童生徒等及び教職員の毎朝の検温，風邪症状の有無等の確認を行う準備ができていますか？
- 手洗いや咳エチケットの指導を行いましたか？
- 学校医，学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整え，清掃などにより環境衛生を良好に保っていますか？
- 抵抗力を高めることが重要であることの指導を行いましたか？
- 3つの条件（換気の悪い密閉空間，人の密集，近距離での会話や発声）が同時に重なる場を避けるため，（1）換気の徹底（2）近距離での会話や発声等の際にマスクの使用等を行うことを教職員の間で確認しましたか？
- 一斉臨時休業に伴う学習の遅れに関する対応策について検討しましたか？
- 入学式や始業式の実施方法を工夫しましたか？
- 部活動の実施にあたり，実施内容や方法を工夫した上で，感染防止のための対応を行いましたか？
- 学校給食の実施にあたり，感染防止のための工夫を行いましたか？
- 放課後児童クラブや放課後等デイサービスのための教室等の活用について検討しましたか？

「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」

概要

〈文部科学省 令和2年3月24日付〉

(1) 臨時休業の実施にかかる考え方について

- 児童生徒または教職員の感染は判明した場合は、関係機関と連携して、臨時休業の必要性について総合的に判断を行う。
- 「オーバーシュート」が発生した場合は、3月19日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議で示された見解に基づき対応する。

(2) 学習に関すること

- 家庭学習
 - ・教科書に基づく家庭学習を臨時休業中に課すよう工夫をすること
 - ・教科書と併用できる教材の提供
 - ・文科省「子供の学び応援サイト」の活用
- 登校日の設定について
 - ・学習状況の確認や補習等の学習指導、生徒指導、児童生徒等の健康観察の実施
 - ・分散登校等の感染拡大防止の措置を講じること
- その他の指導の工夫
 - ・家庭訪問、特に配慮を要する児童生徒の登校等

(3) 教科書の取り扱い

- 出席停止や臨時休業等、児童生徒や各学校の状況に応じて、保護者に給付する等、各学校に納入された教科書を遅滞なく児童生徒に給与すること

(4) 学校給食休止への対応に関すること

- 学校給食を休止する際には、関係事業者と十分に協議し、関係者の理解と協力を得られるよう留意すること

(5) 子どもの居場所確保に関すること

- 学校の教室等の活用(放課後児童クラブ等での活用)
- 学校給食の調理場や調理員を活用して昼食の提供等の工夫

児童生徒等又は教職員に感染者が発生した場合の学校の臨時休業の判断について

児童生徒等又は教職員の感染が判明

<児童生徒等>

- ・ 当該児童生徒等について、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止
- ・ 他の児童生徒等について、濃厚接触者にあたりと特定された場合、同条に基づく出席停止

<学校>

設置者は、

- ・ 当該感染者の症状の有無
 - ・ 学校内における活動の態様
 - ・ 接触者の多寡
 - ・ 地域における感染拡大の状況
 - ・ 感染経路の明否
- 等

総合的に考慮し、都道府県等の衛生主管部局と十分に相談

感染した児童生徒等及び濃厚接触者の
出席停止のみ (学校保健安全法第 19 条)

学校の全部又は一部の
臨時休業を実施(学校保健安全法第 20 条)

※今後、どこかの地域でオーバーシュート（爆発的感染者急増）が生じた場合には、3月19日の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）で示された見解に基づき対応することとなります。

新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン 《チェックリスト》

宇部市教育委員会

1 児童・生徒などと教職員の毎朝の検温、かぜ症状の有無などの確認を行う準備ができているか？

発熱等の風邪の症状がみられる児童生徒等については、自宅で休養させることを徹底する。教職員についても同様の対応とする。

家庭において毎朝の検温及び風邪症状の確認を行ない、学校は個々の健康観察カードで確認を行う。登校前に確認できなかった児童生徒等については、保健室等での検温及び風邪症状の確認を行う。教職員についても、同様の対応とする。

2 手洗いや咳エチケットの指導を行ったか？

正しい手の洗い方や咳エチケットについて、学年に応じて担任が指導を行なうとともに、手を洗った後の衛生管理のため児童生徒に、毎日清潔なハンカチを複数枚（2～3枚）持つよう指導する。

また、「保健だより」や「学校だより」等を全家庭に配付し、保護者にも協力を依頼する。

3 学校医、学校薬剤師などと連携した保健管理体制を整え、清掃などにより環境衛生を良好に保っているか？

学校医師会、学校薬剤師会と連携した保健管理体制を整えて、教室やトイレなど児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、適宜、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。

4 抵抗力を高めることが重要であることの指導を行ったか？

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう、保護者とも連携しながら指導を行なう。

5 換気の悪い密閉空間、人の密集、近距離での会話や発声の3つの条件が同時に重なる場を避けるため、換気の徹底、近距離での会話や発声などの際にマスクの使用などを行うことを教職員の間で確認したか？

教室等のこまめな換気を実施する。（可能であれば2方向の窓を同時に開けること）その際、衣服等による温度調節にも配慮する。

多くの学校においては人の密度を下げることに限界があり、学校教育活動上、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることが考えられることから、飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスクを装着するよう指導する。（マスクが準備できない家庭には、代用品の作り方を紹介する。また、学校でも代用品を準備する。）

授業においては、可能な限り机の間隔を空けて配置し、小集団の学習活動を可能な限り控えるようにする。

6 一斉臨時休校に伴う学習の遅れに関する対応策について検討したか？

未履修に対する対応は、各学校長の判断に一任するが、学年や学級によっても進度がまちま

ちであることを踏まえて、文部科学省「一斉臨時休業に関するQ&A（3月13日時点）」を参考に、各学年の未履修の状況を十分に把握して対応することとしている。

その上で、休業中の家庭学習等で補えないものについては、4月の新学期に入って、まず、未履修分の内容について指導を、1～2週目を目安に実施することとする。

特に、小学校6年生については、文部科学省「一斉臨時休業に関するQ&A（3月13日時点）」や、義務教育課からの別添「別紙：卒業を迎える小学校6年の児童に、3月末までに指導すべき内容の指導を行うことができなかった場合の対応について」を参考にして、各小中学校区で連携を取りながら適切な対応を学校に指導する。

なお、中学校へ指導を依頼する場合は、同一学年の学級毎に未履修の内容にばらつきがないように措置しておくことが必要である。

そのために、学期末休業中に補習が必要な場合は、児童生徒を登校させることも学校が検討するよう指導を行う。

7 入学式や始業式の実施方法を工夫したか？

入学式は、3月9日の専門家会議で示されている3つの条件が重なることのないよう、令和元年度の卒業式に準じて感染拡大防止の対策を講じて実施することとする。

始業式についても、同様の対策を講じることとするが、屋外や放送等を使つての実施なども検討する。

8 部活動の実施にあたり、実施内容や方法を工夫したうえで感染防止のための対応を行ったか？

感染拡大防止対策の措置をしながら部活動を再開することとした。

具体的には、

- ・登校日は、必ず検温を行い、個別の観察票で生徒の健康観察を徹底する。
- ・日数や時間を制限して実施する。（例：平日週2回、1時間程度）
- ・生徒同士の接触を避けて、個々のトレーニングを基本とする。
- ・部室は、利用する人数や時間を制限する。
- ・屋内の競技は、換気を徹底して実施する。
- ・吹奏楽部等の屋内の部活も屋外での実施を検討する。

等を学校に示して、各校の規模や実態に応じて適切に活動を行なうよう依頼する。

9 学校給食の実施にあたり感染防止のための工夫を行ったか？

学校給食を実施するにあたっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底する。給食の配食を行う児童生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと思われる場合は給食当番を代えるなどの対応をとる。

また、給食当番はもとより、児童生徒等全員が食事の前の手洗いを徹底するとともに、会食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、または会話を控えるなどの対応を行なう。

10 放課後児童クラブや放課後等デイサービスのための教室などの活用について検討したか？

密集性を回避するために、学校の教室等の利用を求められた場合は、可能な限り検討する。その際、運営主体に換気・手洗い・うがいの徹底を図るよう依頼する。

宇部市教育委員会規則第十一号

宇部市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（昭和四十六年教育委員会規則第二号）の一部を次のように改める。

令和二年三月三十日

宇部市教育委員会教育長

野 口 政 吾

第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（時間外在校等時間）

第七条 教育職員の在校等時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和二年文部科学省告示第一号）に定める在校等時間をいう。）から公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第六条第三項各号に掲げる日（代休日が指定された休日を除く。）以外の日における正規の勤務時間を除いた時間（次項において「時間外在校等時間」という。）は、上限時間（一箇月について四十五時間、一年について三百六十時間をいう。次項において同じ。）を超えない範囲内とする。

2 通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に上限時間を超えて業務に従事させる必要がある教育職員の時間外在校等時間については、前項の規定にかかわらず、一箇月について百時間未満及び一年について七百二十時間を超えない範囲内とする。この場合における当該教育職員の時間外在校等時間は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 一箇月について四十五時間を超える月数が一年について六箇月を超えないこと。
- 二 一年を一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間における一箇月当たりの平均時間が八十時間を超えないこと。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。